

【高等学校用】

令和3年度学校評価計画

達成度(評価)
 A:十分達成できている
 B:おおむね達成できている
 C:やや不十分である
 D:不十分である

学校名	佐賀県立唐津東高等学校
-----	-------------

1 前年度 評価結果の概要	<p>○基礎学力の向上については、概ね目標を達成することができた。次年度も電子黒板や学習用PCを活用しながら、学力向上につながる教科指導の研究と実践に努めていきたい。大学入試の結果についても、概ね目標を達成することができた。次年度も大学入試問題研究や進路指導研修をより充実させ、教科指導力の向上と進路情報の掌握に努め、生徒の進路希望の実現を図ってきたい。</p> <p>○心の教育、健康・体づくりについては、目標を概ね達成することができた。次年度も豊かな心を身に付ける教育、佐賀への思いを醸成するための教育活動等の充実を図ってきたい。また、いじめについても、すべての職員が基本方針を理解し、それに基づいて行動することで、引き続き早期発見、早期対応に努めていきたい。</p> <p>○業務改善、教職員の働き方改革については、当初予定していた具体的取組についてすべて実施したが、目標達成には至らなかった。次年度は目標達成に向けてより効果的な取り組みを検討していきたい。</p>
------------------	--

2 学校教育目標	校訓「光 力 望」のもと、「自主自律」の精神を培い、知徳体の調和のとれた生徒を育成する。地域や国際社会の発展に貢献する高い知性と志を備えた心身ともに逞しい生徒を育成する。
----------	---

3 本年度の重点目標	<p>①生徒一人ひとりの進路希望の実現</p> <p>②わかる授業実践と授業改善への取組</p> <p>③社会性を高め、自らを律し、相手を思いやる心の教育の充実</p> <p>④グローバル人材、チャレンジ精神を持った生徒の育成</p>
------------	---

4 重点取組内容・成果指標	中間評価	5 最終評価
---------------	------	--------

(1)共通評価項目				中間評価		最終評価		学校関係者評価	
評価項目	重点取組		具体的取組	進捗度 (評価)	進捗状況と見通し	達成度 (評価)	実施結果	評価	意見や提言
	取組内容	成果指標 (数値目標)							
●学力の向上	○基礎学力の向上	○評定5の生徒の割合を45%以上とし、評定2以下の生徒の割合を4%以下とする。	・授業改善を行い、分かる授業を実践するとともに、効果的な課題を与える。 ・電子黒板、学習用PCを用いて効率よく授業を行う。						
	○進路実現を見据えた学力の向上	○国公立大学の合格者数を130名以上とする。 ○東京大学、京都大学の合格者数を合わせて3名以上、九州大学の合格者数を20名以上とする。 ○大学入試問題研究会や進路指導研究会等への参加人数を延べ20名以上とする。	・進路検討会や模試結果分析をもとに、進路・学年・教科と連携して、教科指導力の向上を図る。 ・「進路だより」、「進路のしおり」を発行し、進路情報の提供に努める。 ・「大学出前講座」、「九州大学訪問」等を開催する。 ・大学入試問題研究会や進路指導研究会等の研修会への参加を通して、指導力向上と的確な進路情報の掌握に努める。						
●心の教育	●生徒が、自他の生命を尊重する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感、感動する心など、豊かな心を身に付ける教育活動	○自他の生命を尊重する心、他者への思いやりや社会性、倫理観、正義感、感動する心を持つ生徒の割合を90%以上にする。	・学校祭のクラス展示やクラスマッチ、修学旅行、ボランティア活動、芸術鑑賞会等の特別活動のほか、人権同和教育に関する講演会やホームルーム活動を通して、豊かな心を身に付けさせる教育活動を行う。						
	●いじめの早期発見、早期対応体制の充実	いじめ防止等(いじめの定義、いじめの防止等のための取組、事案対処等)について組織的対応ができていると回答した教職員を90%以上とする。	・いじめの対応についての研修、会議を年間に2回以上行う。						
	◎ふるさと佐賀への思いを醸成するための教育活動	生徒が佐賀県に誇りや愛着を感じられるような取組ができていると回答した教職員を80%以上とする。	・佐賀を誇りに思う講演会を実施する。 ・鏡山登山や唐津城までのウォーキング等、ふるさとを体験する行事を実施する。 ・総探の時間で、唐津市等と連携して地域学を実施する。						
●健康・体づくり	●望ましい食習慣と食の自己管理能力の育成	●「健康に食事は大切である」と考える生徒を90%以上にする。	・健康に関するアンケート等の中で、食に関する意識調査を実施する。 ・保健だよりの発行を通して、望ましい食習慣について啓発する。						
●業務改善・教職員の働き方改革の推進	●業務効率化の推進と時間外勤務時間の削減	●教育委員会規則に掲げる時間外在校等時間の上限を遵守する。	・時間外在校時間の上限を周知する。 ・定時退勤日、学校閉庁日を設定する。 ・職員の在校時間を把握し、必要に応じて面談を行う。 ・部活動について効果的かつ十分な休養日を設定する。						

●...県共通 ○...学校独自 ◎...志を高める教育

5 総合評価・ 次年度への展望	
--------------------	--